

お客さま各位

愛知県中央信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 3 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、「5 年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、金融業界では「令和 8 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことをめざし、電子的決済サービスへの移行を推進しています。

これらの状況を踏まえ、当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、以下の日程で代替サービス等の対応を実施してまいります。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【実施日程と対応内容】

実施日程	対応内容等
令和 7 年 11 月中旬	◆でんさいライト取扱い開始予定 ※基本手数料は無料となります。 決済手数料等については所定の手数料をご負担いただきます。
令和 8 年 1 月 5 日	◆当座預金払戻帳(当座預金払戻請求書)の使用開始 ※手形帳・小切手帳に代わり、当座預金の現金・振替等に利用する「当座預金払戻帳(1 冊 100 枚綴)」を新たに制定します。 ※発行手数料 1 冊 1,100 円(税込)の予定です。 手形帳・小切手帳を回収させていただいたお客さまについては 1 口座につき 1 冊無償で配布いたします。
令和 8 年 3 月 31 日	◆手形・小切手帳の発行終了 ◆自己宛小切手の振出終了 ◆当座預金の新規口座開設の終了
令和 8 年 9 月 30 日 (予定)	◆他行支払の手形・小切手の入金(取立・割引)取扱い終了 ※預金への入金扱いを含みます。
令和 8 年 12 月 30 日 (予定)	◆当組合手形・小切手の入金取扱い終了
令和 9 年 3 月 31 日	◆電子交換廃止

※令和 9 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立のお取り扱いはいたしません。

ご不明な点などがございましたら、当組合お取引店舗までお問い合わせください。

以上